

6

老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること

経緯

老人ホーム入所判定委員会は、社会情勢の変化の中で、老人福祉法に基づき、養護老人ホームの入所措置の必要性を適正に判定し、高齢者福祉の推進に努めてきました。

年月	内容
平成5年4月	老人福祉法の一部改正に伴い、町村ごとに入所判定事務を行うことになったため、長野広域関係15町村より長野広域行政組合へ共同処理要請があり、入所判定委員会を設置した。(委員の構成は8人)
平成12年4月	介護保険法施行に伴い、特別養護老人ホームの入所判定が不要になったため、入所判定対象が養護老人ホームのみとなる。 長野市、須坂市及び更埴市（現千曲市）の3市から長野広域連合での共同処理要請があり、18市町村での入所判定委員会を設置した。(委員の構成は5人)

現状と課題

年金制度・高齢者医療の充実や介護保険制度の構築などにより、養護老人ホームの使命も利用者個人の生活を重視したライフスタイルに変化してきました。

審査は、国の入所措置等の指針に基づき行っていますが、高齢者の増加やその多様化による生活支援・介護ニーズなど高齢者を取り巻く社会情勢の変化をとらえ、様々な支援が必要な利用者に対応するため、適正に判定し、高齢者福祉の推進に努めていく必要があります。

長野広域連合における入所判定は、平成26年度の委員会開催回数が3回と持ち回りによる判定回数が3回、判定件数が45件となっています。

今後の方針及び施策

- 入所措置の判定基準に基づいた公正な判定を堅持します。
- 長野地域内の措置状況、待機状況などについて、関係市町村、施設などと緊密な連携・情報交換を行い、正確な情報の把握に努めます。